東京ビル再整備事業　要求水準書の別添資料に関する質問の回答（第１回）

No.	タイトル	該当箇所					質　　問	回　　答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
1	別添1 地積測量図						地積測量図の敷地形状が、別添6-1竣工図の敷地形状と異なります。地積測量図が正しいと考えてよいですか？	地積測量図を正とします。
2	別添1 地形図・測量図	3					別添2の柱状図サンプルを参考にするために、別添1の敷地境界基準点のTPをご教示下さい。	要求水準書【別添２】【別添３】より判断してください。
3	要求水準書 別添1	3					現況測量図、高低測量図があれば提示願えますでしょうか。	現況測量図、高低測量図はありませんので、設計に必要な場合は事業者にて調査を実施してください。
4	要求水準書 別添1	3					道路台帳認定幅員と現況測量道路幅員で異なる箇所はありますでしょうか。	特に把握していませんので、事業者にて適宜確認してください。
5	要求水準書 別添1	3					本物件内の敷地内及び道路での冠水履歴の有無についてご教示頂けますでしょうか。	敷地内及び道路でのこれまでの冠水については、特に確認しておりません。
6	別添2 地質データ	2～7					地下工事中の排水計画を行うために、地下水位のレベルおよび関東ローム層の透水係数をご教示ください。	地下水位のレベルは要求水準書【別添２】地質データのサンプル3から、GL.-9m程度と推測できますが、必要に応じて調査を行うなど、事業者にて判断してください。 飽和透水係数については東京都浸透能力マップより0.14m/hrと推測できますが、詳細は事業者にて判断してください。
7	別添2 地質データ	6					柱状図サンプル3の地層構成が柱状図サンプル1、2と比べて異なっています。当該敷地において、地盤調査結果等により想定外の対策が必要になった場合には、対策費等について別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか？	選定事業者が解体工事期間中に実施した地盤調査の結果、想定外の対策が必要になった場合は、その内容が既存施設の解体に係る契約契約約款第18条第１項第４号に該当するものであるときに限り、県は、同条第５項の規定により必要な費用を負担します。
8	【別添４】各室性能表						学生寮の風除室・エントランスホールにおけるインターホンの項目には「○」等記載がありませんが、学生寮への来訪者が寮監室や学生居室へ連絡する手段は特段設ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	寮監室に通じるインターホンを設置してください。学生寮居室へ通じるインターホンは必要ありません。
9	【別添４】各室性能表						学生寮の共同洗濯室及びその他県施設の情報発信スペースは、参考面積としてそれぞれ10㎡、50㎡の記載があります。この参考面積の下限値▲10%を下回った場合でも、適切な利用が可能ならば要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	【別添４】各室性能表						各室性能表に記載の面積は壁芯面積という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

東京ビル再整備事業　要求水準書の別添資料に関する質問の回答（第１回）

No.	タイトル	該当箇所					質　　問	回　　答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
11	別添4　カーテン・ブラインド						（レール）とあるのは、レールは必要ないということですか？	要求水準書【別添４】各室性能表の「カーテン・ブラインド」については、「〇」を付けている各室にはカーテン又はブラインド（学生寮の居室はカーテン、その他は指定なし。）及びそのレールを、「（レール）」と記載している各室にはカーテンレールを設置してください。
12	別添4　学生寮　居室						室数50以上とあるのは、数が多い方が評価されるということですか？	学生寮の居室については、面積と室数とでは、室数を優先してください。ただし、評価においては、それだけではなく、男女の居室の配置レイアウトの柔軟性や、セキュリティ、利便性、その他の提案内容について、総合的に評価します。
13	【別添5】備品リスト【学生寮】	1	6				ベッドのマットレスについても事業者側にて調達するという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	【別添5】備品リスト【その他県施設】	2	20				液晶テレビとありますが、サイズ仕様は事業者の提案でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
15	【別添５】備品リスト						『注1 表記内容は、想定される備品を示したものである。各備品の仕様・デザインは提案によるが、設計段階において可能な範囲で県と適宜協議を行うこと。』と記載があります。 仕様・デザイン等は事業者の提案によるとありますが、提案時に什器・備品の仕様等を全て記載することは指定枚数内では困難です。 設計段階において民間事業者が想定する仕様と貴県が想定する仕様等に大きな乖離が生じた場合、費用面等を含めて調整に時間がかかると思われるため、可能な限り貴県で想定されている什器・備品等の仕様・メーカー・サイズ等をご教示願います。	什器・備品については、要求水準書【別添５】の備品リストの内容から大幅に変更することはいたしません。 什器・備品の仕様等の指定はありませんが、要求水準書【別添５】の備品リストを参考に、各施設の用途や空間に見合う什器・備品としてください。 なお、空間デザインについては、各施設の用途や室利用形態に応じて県産木材の使用に努め、県内出身者が安らげる空間とすることとしております。要求水準書の内外装計画（要求水準書第３の２の(1)のウ）等も参照の上、什器・備品の提案を行ってください。 また、提案書類には、什器・備品の仕様等を全て記載する必要はありません。評価につながると考えられるもの等、特記すべき内容を記載してください。
16	【別添５】備品リスト						備品リストに記載されている什器・備品は、貴県の買取価格に含められるものであり、県施設の供用開始後は、貴県にて管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

東京ビル再整備事業　要求水準書の別添資料に関する質問の回答（第１回）

No.	タイトル	該当箇所					質　　問	回　　答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
17	別添5　ダストボックス						共同自炊室と給湯室のダストボックス(リサイクル)とは、ごみ箱と何が違うのですか？	「ダストボックス（リサイクル）」については、リサイクル用に分別できるダストボックスを意味しています。
18	【別添５】備品リスト						概算金額の算出にあたって、数量欄に『適宜』の記載がある備品について、現在想定されている数量をご教示いただくことは可能でしょうか。	提案を求めたい部分について「適宜」としておりますので、数量については、平面計画などの提案に応じて提案してください。
19	【別添6-1】既存施設図面	10					前面道路接道部に歩道が無く、図面内に道路境界から2mの寸法記載があります。敷地内の歩道整備の要否等、周辺環境に対して配慮すべき事項等があればお示しください。	事業者にて要求水準及び周辺環境を踏まえた計画を提案してください。
20	【別添６-1】既存施設図面						別添6-1　建築主体竣工図の下段に「注）S45年宮崎県東京（市ヶ谷）ビル新築工事建築主体竣工図より整理」との記載があります。竣工図に事業敷地のボーリングデータなど地質データが確認できるものがあればご提示願います。	事業敷地のボーリングデータなど地質データが確認できる資料はありません。参考資料として要求水準書【別添２】地質データ（参考）をご参照ください。
21	【別紙6】既存施設図面						既存施設図面に電気設備、機械設備の図面が無いようです、ご提示をお願いいたします。 万一図面が無い場合には、対応方法を教示ください。	現況に近い改修時の図面（室内の図面や室名が現況と一部異なる。）の提供は可能です。必要な場合は、募集要項第３の２の(3)のエに記載しているメールアドレス宛に、下記の内容を記載したメールを送付してください。 ・「改修時の図面」提供を希望する旨 ・図面の送付先（事業者の名称・本事業における役割・所在地） ・担当者氏名・連絡先
22	【別紙6】既存施設図面						既存施設のインフラストラクチャー（上水口径・位置、下水道口径・接続数・位置、都市ガス接続口径・位置・ガス種）接続内容を教示ください。	下水道の接続位置等については要求水準書【別添３】インフラ現況図（参考）を御参照ください。その他の御質問事項については、事業者にて関係機関への確認を行ってください。
23	【別紙6】既存施設図面						当該施設の照明器具等についてPCBの含有はないものと考えてよろしいでしょうか。	既存施設の照明器具等については、PCB含有品はないものと考えておりますが、必要に応じて事業者にて調査してください。
24	【別紙6】既存施設図面						既存施設図面に電気室（東京電力用）とあります。今計画にても同様に電気室（東京電力用）を計画が必要となりますでしょうか。	電力会社の設備を設置するためのスペースの必要性については、事業者において電力会社等と協議の上、適宜計画してください。
25	【別添6】 敷地内外の高低差						敷地内外の高低差が分かる資料を頂くことは可能でしょうか。	高低測量図はありませんので、設計に必要な場合は事業者にて調査を実施してください。

東京ビル再整備事業　要求水準書の別添資料に関する質問の回答（第１回）

No.	タイトル	該当箇所					質　　問	回　　答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
26	【別添６】既存施設図面						既存施設図面の一般事項には標高の記載がありますが、敷地内の境界点における地盤面の高さが判断できる図面等をご開示頂けばければと思います。	地盤の高さが分かる他の図面等はありませんので、設計に必要な場合は事業者にて調査を実施してください。
27	【別添６】既存施設図面						既存施設図面のうち構造図（S-1-1）の基礎伏図において、『ＰＣパイル　杭長ハ施工図ニ依ル』と記載があります。ＰＣパイルの杭長が判断できる施工図等をご開示頂けばければと思います。	施工図や施工記録は残っていません。
28	【別添６】既存施設図面						解体工事の参考とするため、今回開示頂いた既存施設図面以外で、既存施設に関する図面がございましたら、可能な限りご開示頂ければと思います。	No.21を参照してください。
29	要求水準書別添６	2	4				既存建物の解体は原則、PC杭撤去までと考えますが、地盤補強を目的とし、残置することは可能でしょうか。	募集要項に関する質問の回答（第２回）No.24を参照してください。
30	要求水準書 別添６	1					既存図面は設備図面の提示がありません。ＰＣＢなどは無いものと考えて宜しいでしょうか。	No.21及びNo.23を参照してください。
31	要求水準書 別添６	1					解体工事の範囲に既存住民の家具や職員エリアの什器・家具等は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答（第２回）No.115を参照してください。
32	要求水準書 別添６	1					改修履歴がある場合、改修図面一式を開示願います。	No.21を参照してください。
33	要求水準書 別添６	27					構造仕様欄（図面左下）に杭の杭長は施工図によるとの記載があります。撤去する杭長が不明確であるため、施工図を提示願います。	No.27 を参照してください。
34	要求水準書 別添６	29					既存建屋の杭は、新設建屋と干渉しない場合は残置することは可能でしょうか。	募集要項に関する質問の回答（第２回）No.24を参照してください。
35	要求水準書別添６	2	4				PC杭の長さがわかる資料等がありましたらご提示頂けますでしょうか。	No.27 を参照してください。
36	別添7-1 アスベスト調査						既存地下2階のボイラー室から各階の煙突におけるダイオキシンの有無をご教示ください。	ダイオキシンの有無については把握できておりません。灯油熱源によるボイラーからの排気用煙突となっていますので、解体撤去着手前に事業者にて適宜必要な対応を行ってください。

東京ビル再整備事業　要求水準書の別添資料に関する質問の回答（第１回）

No.	タイトル	該当箇所					質　　問	回　　答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
37	【別紙７】アスベスト調査結果						調査対象に配管類等のガスケットがありませんが、含有がないものと考えてよろしいでしょうか。	ガスケットについては、アスベストの含有はないものと考えておりますが、必要に応じて事業者にて調査してください。